規則

○中央労働委員会規則第一号

中央労働委員会は、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、労働委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

中央労働委員会会長　諏訪　康雄

労働委員会規則の一部を改正する規則

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定独立行政法人事件」を「行政執行法人事件」に、「特定独立行政法人に」を「行政執行法人に」に改める。

第一条中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第二条第一号中「特労法」を「行労法」に、「特労法施行令」を「行労法施行令」に、「、特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「、行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令」を「行政執行法人の労働関係に関する法律施行令」に改める。

第三条第一項第二号及び同条第二項中「特労法」を「行労法」に改め、同条第三項第二号を次のように改める。

二　行労法第二十五条の規定による行政執行法人担当使用者委員、行政執行法人担当労働者委員及び行政執行法人担当公益委員（三者を総称して「行政執行法人担当委員」という。以下同じ。）のみで行う会議（以下「行政執行法人担当委員会議」という。）

第三条第三項第三号中「特労法」を「行労法」に改める。

第五条第三項中「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に改める。

第七条の三（見出しを含む。）中「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に改め、同条第一号から第四号までの規定中「特労法」を「行労法」に改め、同条第五号中「特労法第二十九条第四項及び特労法施行令」を「行労法第二十九条第四項及び行労法施行令」に改め、同条第六号及び第七号中「特労法」を「行労法」に改める。

第七条の四の見出し及び表以外の部分中「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に改め、同条の表中「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に、「特定独立行政法人担当使用者委員」を「行政執行法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当労働者委員」に、「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に改める。

第九条第二項第三号中「特労法」を「行労法」に改める。

第十条の五第一項中「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に、「特労法」を「行労法」に改める。

第十条の六中「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に改める。

第十一条第三項中「特労法」を「行労法」に、「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に改め、同条第六項中「特労法第二十八条」を「行労法第二十八条」に、「特労法第三十二条」を「行労法第三十二条」に、「特労法施行令」を「行労法施行令」に改め、同条第七項中「特労法第三十四条」を「行労法第三十四条」に、「特労法施行令」を「行労法施行令」に改める。

第十二条第四項及び第十三条第三項中「特労法」を「行労法」に改める。

第十五条第三項及び第十六条中「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に改める。

第二十三条第三項中「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に、「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に改める。

「第三節の二　特定独立行政法人事件の手続」を「第三節の二　行政執行法人事件の手続」に改める。

第五十六条の二の見出しを「（行政執行法人事件の処理）」に改め、同条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「特労法」を「行労法」に改め、同条第二項の表第三十二条の二第二項、第四十一条の七第四項の項中「特定独立行政法人担当使用者委員、特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当使用者委員、行政執行法人担当労働者委員」に改め、同表第三十三条第一項第三号及び第四号の項中「特労法」を「行労法」に改め、同表第三十七条第一項の項及び第三十八条第一項及び第二項、第三十九条、第四十六条の項中「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に改め、同表第四十一条の二第五項の項、第四十一条の六第四項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十四第二項、第四十一条の十五第三項、第四十二条第二項、第四十五条の二第二項、第四十五条の三第二項、第四十五条の八の項及び第四十五条の九の項中「特定独立行政法人担当使用者委員及び特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当使用者委員及び行政執行法人担当労働者委員」に改め、同条第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六十二条中「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

「第八章　特定独立行政法人における紛争の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁」を「第八章　行政執行法人における紛争の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁」に改める。

第八十一条の二中「特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員」を「行政執行法人とその行政執行法人職員」に改める。

第八十一条の三中「特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員」を「行政執行法人とその行政執行法人職員」に、「特定独立行政法人担当委員」を「行政執行法人担当委員」に改める。

第八十一条の五中「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に、「特労法」を「行労法」に改める。

第八十一条の六、第八十一条の九第一項及び第三項並びに第八十一条の十第一項中「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に改める。

第八十一条の十二中「特労法」を「行労法」に、「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に改める。

第八十一条の十七第一項中「特労法」を「行労法」に改める。

第八十一条の十八第一項及び第三項中「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に改める。

第八十一条の十九第一項中「特労法」を「行労法」に改める。

第八十一条の二十一第一項中「特労法」を「行労法」に、「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に改め、同条第二項中「特労法」を「行労法」に、「特定独立行政法人担当使用者委員及び特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当使用者委員及び行政執行法人担当労働者委員」に改める。

第八十四条第一項第一号中「特定独立行政法人担当委員会議」を「行政執行法人担当委員会議」に改める。

第八十五条の三中「労調法、特労法」を「労調法、行労法」に、「特労法施行令」を「行労法施行令」に改める。

第八十八条第二項中「毎月日を定めて」を「定期的に」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。